

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の全部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第33号

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年12月天理市条例第31号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（地域包括支援センターの人員等の基準）

第3条 地域包括支援センターの人員等の基準は、この条例に定めるもののほか、省令第140条の66に定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 地域包括支援センターの職員は、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当しない者とする。

（その他）

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。